

第 5 章

障 害 福 祉 計 画

1. 障害福祉計画の基本的事項

平成 18 年度から施行された障害者自立支援法が障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については「児童福祉法」を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とする等の改正を行い、平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」に法律の名称も変更され、施行されました。

（1）障害者総合支援法について

①法改正の経緯

平成 24 年 6 月 27 日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、従来の「障害者自立支援法」は、「障害者総合支援法」となりました。

②基本理念

- ・すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊厳されること。
- ・すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。
- ・すべての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられること。
- ・社会参加の機会が確保されること。
- ・どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること。

以上が基本理念として掲げられました。

③主なポイント

- ・障害者（児）の範囲に難病等が加えられました。
- ・障害者程度区分については、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。
- ・障害者に対する支援（重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加）が改められました。
- ・サービス基盤の計画的整備（障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定、基本方針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化、市町村は障害福祉計画を策定するにあたって障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに当事者や家族の参画を明確化）が改められました。

2. 障害福祉計画にかかる基本指針のポイント

第4期障害福祉計画の策定における、国の「第4期障害福祉計画に係る基本指針」では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定めることとなります。

また、より計画の実行性を高めるため、PDCA（計画－実施－評価－改善）サイクルを導入すること等、新たな事項を盛り込むことや、既存の事項においても拡充していくことが以下のように示されています。

■国が示す「第4期障害福祉計画にかかる基本指針」の概要

①成果目標に関する事項

- ・福祉施設から地域生活への移行促進【継続】
- ・精神科病院から地域生活への移行促進【成果目標の変更】
- ・地域生活支援拠点1等の整備【新規】
- ・福祉施設から一般就労への移行促進【整理・拡充】

②計画の作成プロセス等に関する事項

- ・PDCAサイクルの導入【新規】

「障害者総合支援法」において、PDCAサイクルを活用した障害福祉計画を見直すことが規定されたことを受け、第4期の市町村障害福祉計画においても、計画の中でのPDCAサイクルの明示、それにとまなう指標の精査等を行うこととされています。

③その他の事項

- ・障害児支援体制の整備【新規】
- ・計画相談2の連携強化、研修、虐待防止等

PDCAサイクル：計画の作成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）の一連の流れに、成果目標・活動指標を位置づけ、見直しと明確化することにより、計画の推進を図ります。

また、活動指標を整理するにあたり、障害福祉サービス等の見込み量を算出する際に勘案することとされている事項についても整理を行います。

（成果目標）少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

（活動指標）高い頻度で実績を把握し、設定した見込み量の達成状況等の分析・評価を行います。

3. 障害福祉サービス等の数値目標

本計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成 29 年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの成果目標を設置することになっています。

町では、国の基本指針や茨城県の考え方、第 1 期計画から第 3 期計画の実績及び地域の実情を踏まえて、成果目標を設定することとします。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

地域生活への移行をさらに進める観点から、平成 26 年 10 月 1 日時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 29 年度末における地域生活に移行する者の成果目標を設定することになっています。

<国の基本方針>

- 平成 29 年度末時点で、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活に移行することをめざす。
- 平成 29 年度末時点の施設入所者数を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

<茨城県の考え方>

- 平成 25 年度末時点の施設入所者数（3,586 人）を、平成 29 年度末までに 12%（430 人）及び平成 26 年度未達成人数（106 人（見込））を加えた人数を地域生活へ移行する。

<城里町の考え方>

- 平成 25 年度末時点においての施設入所実績は 34 人でしたが、グループホーム等の設置状況などの地域の実態を踏まえて、目標値として 11.8%にあたる 4 人としました。

項目	数 値	備 考
施設入所者数	34 人	平成 25 年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数	32 人	平成 29 年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込	2 人	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	4 人	施設入所から地域への生活移行者数

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を踏まえ、平成 29 年度までの目標として、入院後 3 ヶ月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定します。

<国の基本方針>

- ・入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64%以上とする。
- ・入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする。
- ・1 年以上の在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少させる。

<茨城県の考え方>

- ・精神障害者が地域で安心して暮らしていくためには、地域医療機関との連携協力を一層強化するとともに、日中活動の場や住まいの場を確保するなど、医療面、及び福祉面での支えを強化し、入院という形に頼らない支援を提供できるようにすることを目指す。
- ・入院後 3 ヶ月時点の退院率を平成 29 年度までに 64%まで向上させる。
- ・入院後 1 年時点の退院率を平成 29 年度までに 91%まで向上させる。
- ・1 年以上の在院者数を平成 24 年 6 月末時点から平成 29 年度までに 10%以上減少させる。

<城里町の考え方>

- ・入院中の精神に障害がある人の、精神科病院から地域生活への移行については、都道府県のみが定めることとされています。本町においては、県の目標数値を踏まえながら、自立支援協議会等の関係団体と連携し、精神に障害のある人の、計画相談支援等の障害福祉サービスの充実に努めます。

項目	数値	備考
1 年以上の在院者数	21 人	平成 26 年 10 月 1 日時点の在院者数

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成 29 年度末までに少なくとも 1 つの拠点等を整備することになっています。

<国の基本方針>

- ・地域生活支援拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

<茨城県の考え方>

- ・市町村における事業実施状況等に関する情報提供や実施に係る経費の補助を行い、市町村での各種事業の実施に向けた取り組みを促進・支援することで、サービスの後退や格差が生じないように配慮する。
- ・県の行う専門的、広域的な地域生活支援事業と併せて、障害者の地域移行を促進するため、相談支援と地域生活支援体制の整備を図る。

<城里町の考え方>

- ・障害者の地域生活を支援するため、周辺自治体と協力し各種情報の収集・支援体制の整備を図る。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点数	0箇所	平成25年度末時点の地域生活支援拠点数
【目標値】目標年度の地域生活支援拠点数	1箇所	平成29年度末までの地域生活支援拠点数

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定することになっています。

<国の基本方針>

- 平成 29 年度中の一般就労への移行者が、平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。
- 平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成 25 年度末の 6 割以上増加させる。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を、平成 29 年度末までに全体の 5 割以上とする。

<茨城県のお考え方>

- 就労の場を確保する。
- 就労訓練等を充実させる。
- 相談支援体制と関係機関との連携体制の強化を図る。
- 障害者雇用への理解促進のため、障害者雇用に関する啓発広報に努める。
- 国等による賃金補填や各種助成金、障害者施行雇用や職場適応援助者等の雇用支援制度の周知と活用促進を図る。
- 平成 24 年度実績の一般就労者数 259 人を平成 29 年度末までに 2 倍の年間 518 人とする。

<城里町のお考え方>

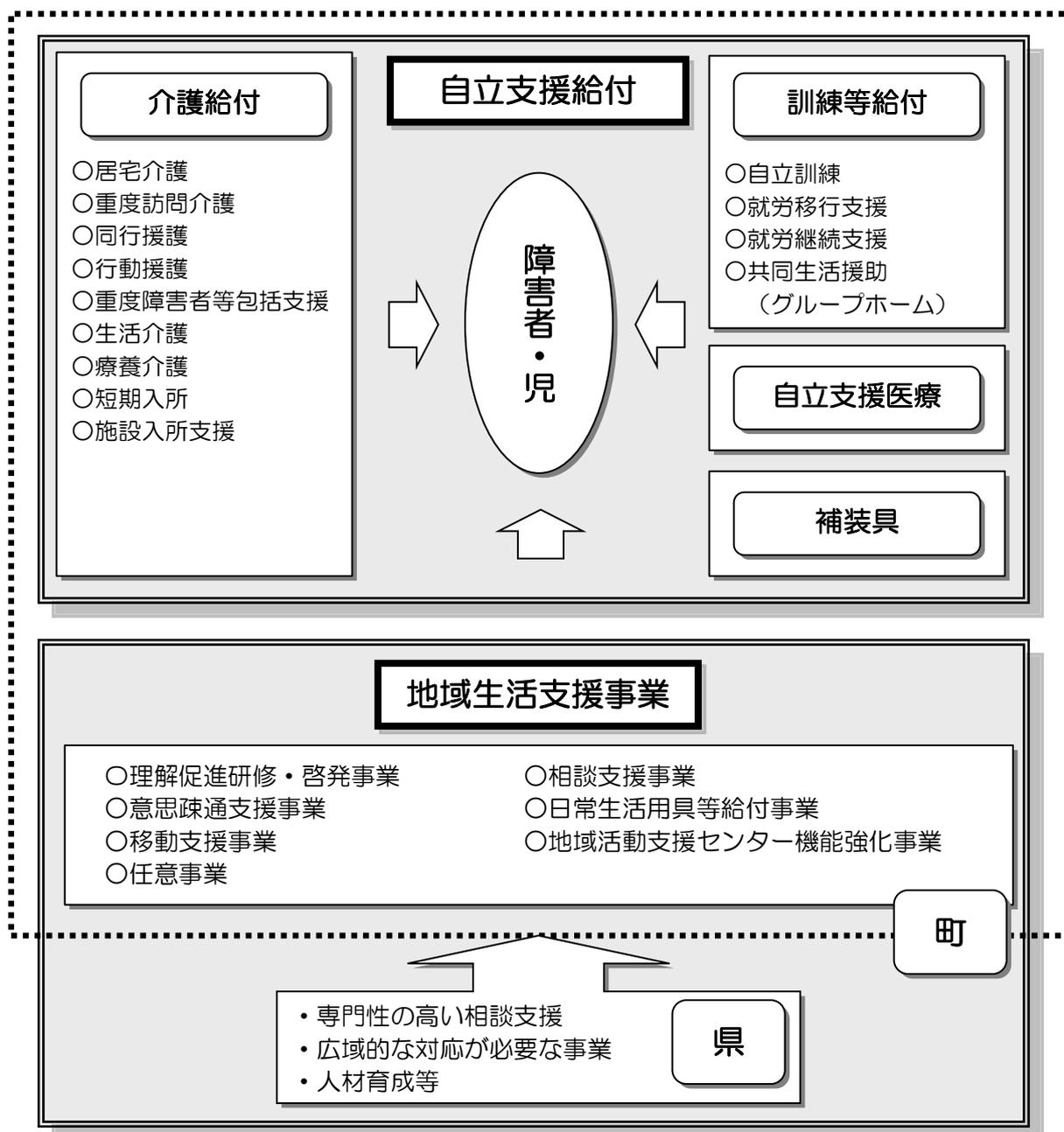
- 平成 25 年度では、就労移行支援事業の利用実績が 13 人であり、第 4 期においては 6 割以上の増加を見込んだ 26 人を目標値とする。

項目	数 値	備 考
就労移行支援事業利用者数	13人	平成 25 年度において就労移行支援事業を利用した人数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用者数	26人	平成 29 年度において就労移行支援事業を利用する人数

4. 障害福祉サービス等のサービス体系

障害者総合支援法に基づくサービス体系は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて町が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」にわけられます。「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

■ 障害者総合支援法に基づくサービス体系 ■



※児童デイサービスは平成 24 年度から、児童福祉法のサービスに移行しました。

5. 障害福祉サービス等の実績と見込

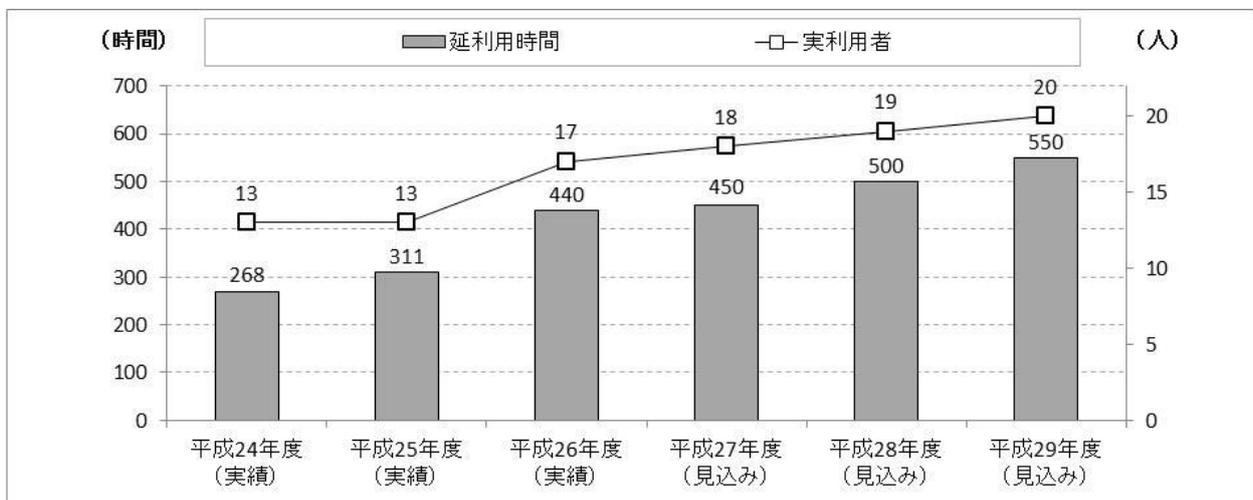
(1) 訪問系サービス

①居宅介護

居宅介護は、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

利用実績は、平成 24・25 年度は 13 人、平成 26 年度は 17 人と増加しています。第 4 期においては、さらに利用者が増えると予想し、平成 27 年度 18 人、平成 28 年度 19 人、平成 29 年度 20 人を見込みます。

■居宅介護：実績と見込■



実績：平成 24・25 年度は年度末、平成 26 年度は 10 月末 見込：1 か月あたり

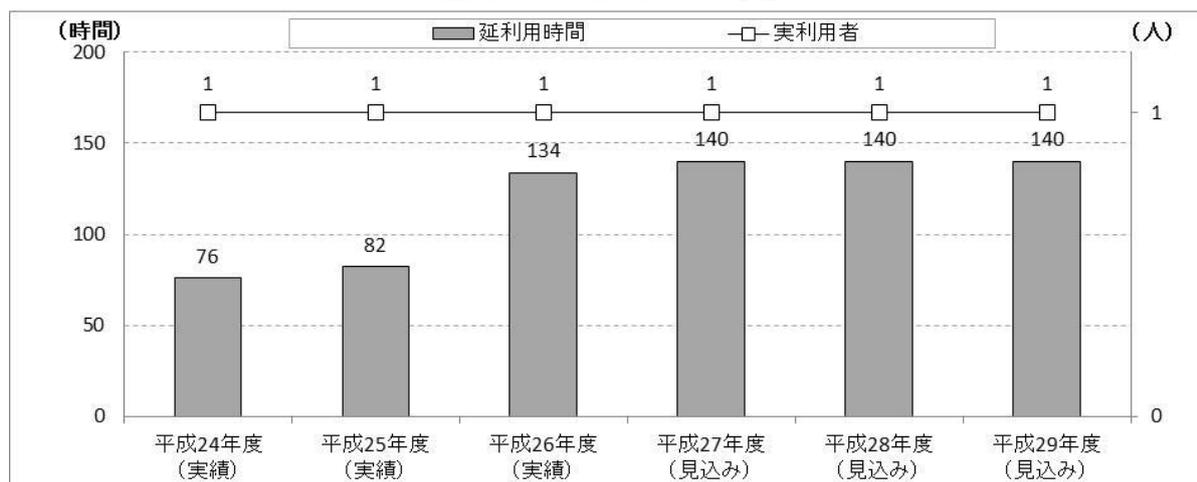
②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

第3期の利用実績は、各年度に1人の利用がありました。

第4期においても、第3期と同様に、各年度1人の利用を見込むこととします。

■ 重度訪問介護：実績と見込 ■



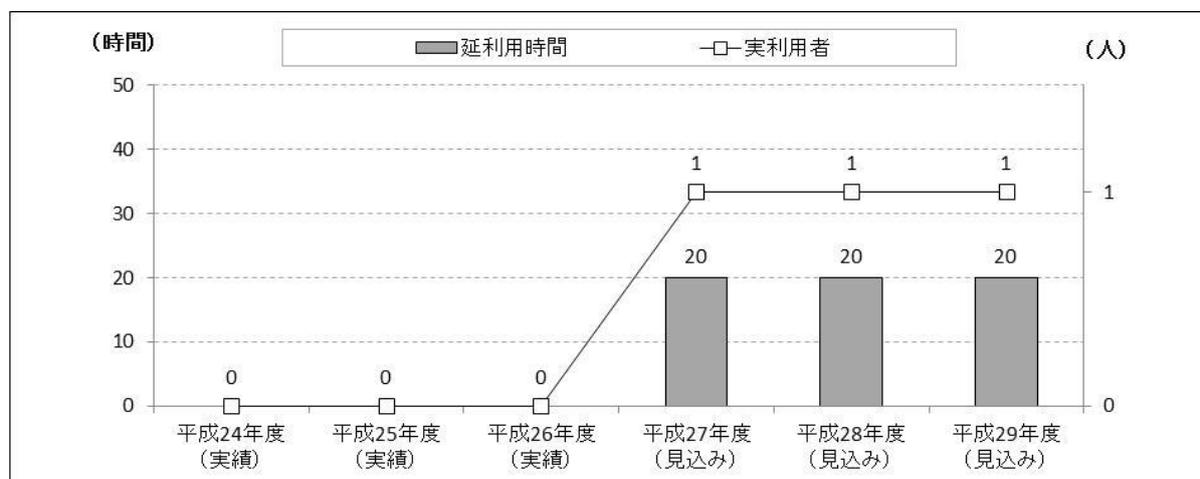
実績：平成 24・25 年度は年度末、平成 26 年度は 10 月末 見込：1 か月あたり

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行います。

第3期は利用がありませんでした。第4期は各年度1人の利用を見込むこととします。

■ 同行援護：実績と見込 ■



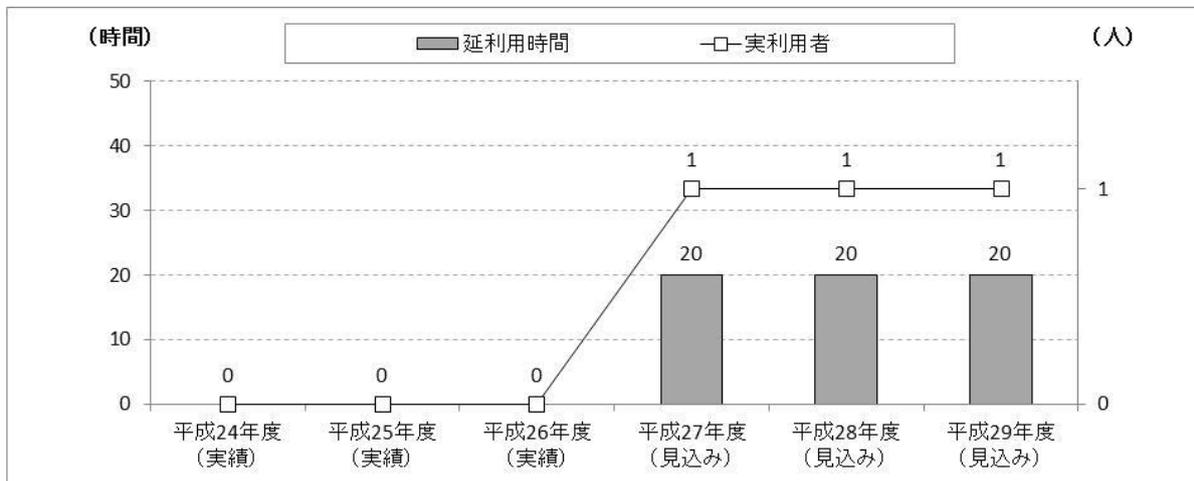
実績：平成 24・25 年度は年度末、平成 26 年度は 10 月末 見込：1 か月あたり

④行動援護

障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

第3期は利用がありませんでした。第4期は各年度1人の利用を見込むこととします。

■行動援護：実績と見込■



実績：平成 24・25 年度は年度末、平成 26 年度は 10 月末 見込：1 か月あたり

⑤重度障害者等包括支援

重度の障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等を包括的に提供します。

これまで利用実績はなく、第4期においても、利用は見込まないこととします。

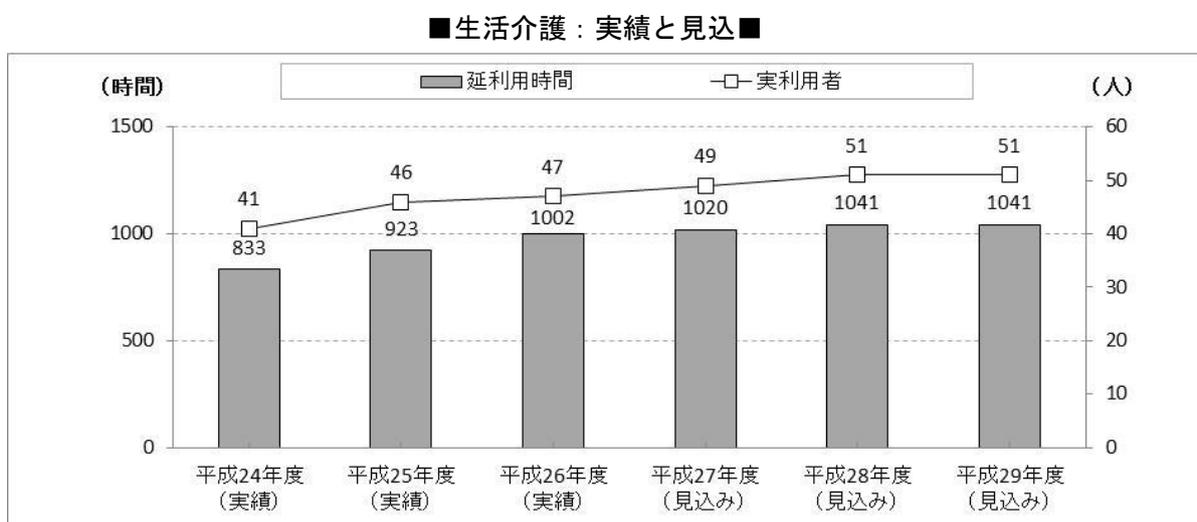
(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を要する人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

利用実績は、平成24年度では41人の利用でしたが、平成25年度では46人、平成26年度では47人の利用へと増加しています。従来の作業所等が障害者総合支援法の法内施設へ年々移行しており、それに合わせて利用実績が伸びたものと考えられます。

第4期においては、平成27年度は49人、平成28・29年度は51人の利用を見込むこととします。



実績：平成24・25年度は年度末、平成26年度は10月末 見込：1か月あたり

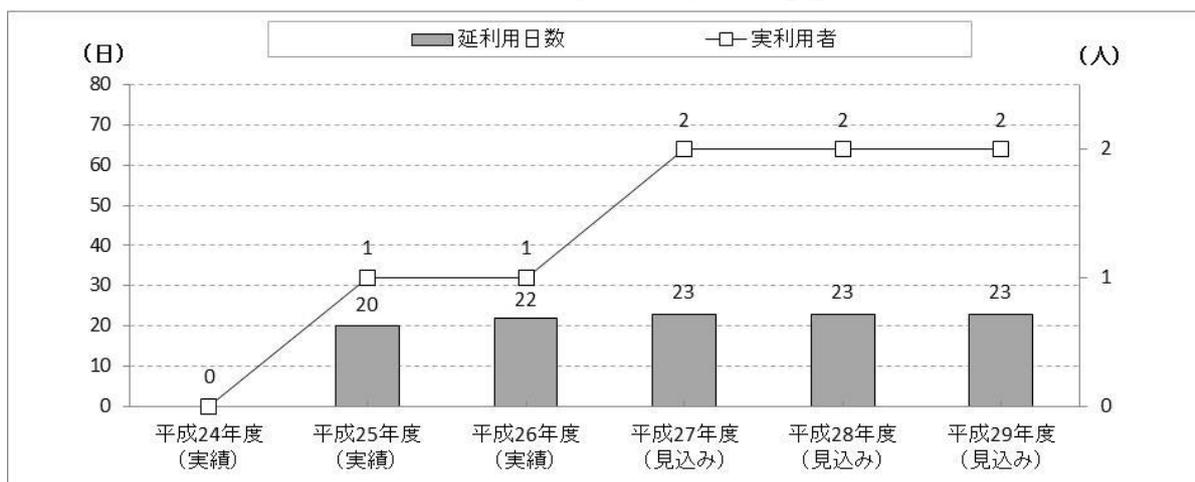
②自立訓練（機能訓練）

身体障害者に、障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

平成 25・26 年度は 1 人の利用実績がありました。

第 4 期においては、各年度 2 人の利用を見込むこととします。

■ 自立訓練（機能訓練）：実績と見込 ■



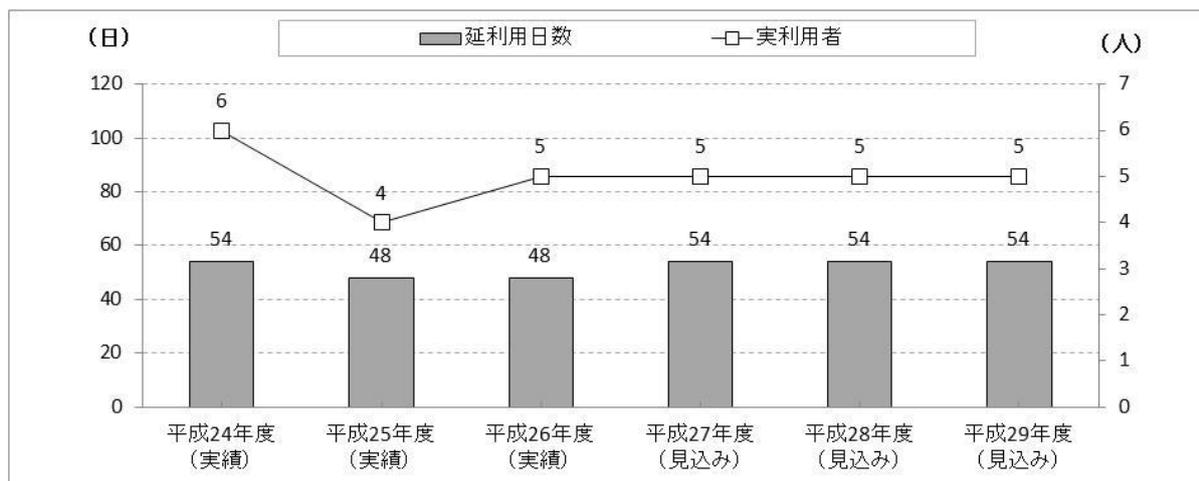
実績：平成 24・25 年度は年度末、平成 26 年度は 10 月末 見込：1 か月あたり

③自立訓練（生活訓練）

知的障害者や精神障害者に、障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

利用実績は、平成24年度から平成26年度まで、各年度4人から6人の利用となっています。第4期においては、各年度5人の利用を見込むこととします。

■自立訓練（生活訓練）：実績と見込■



実績：平成24・25年度は年度末、平成26年度は10月末 見込：1か月あたり

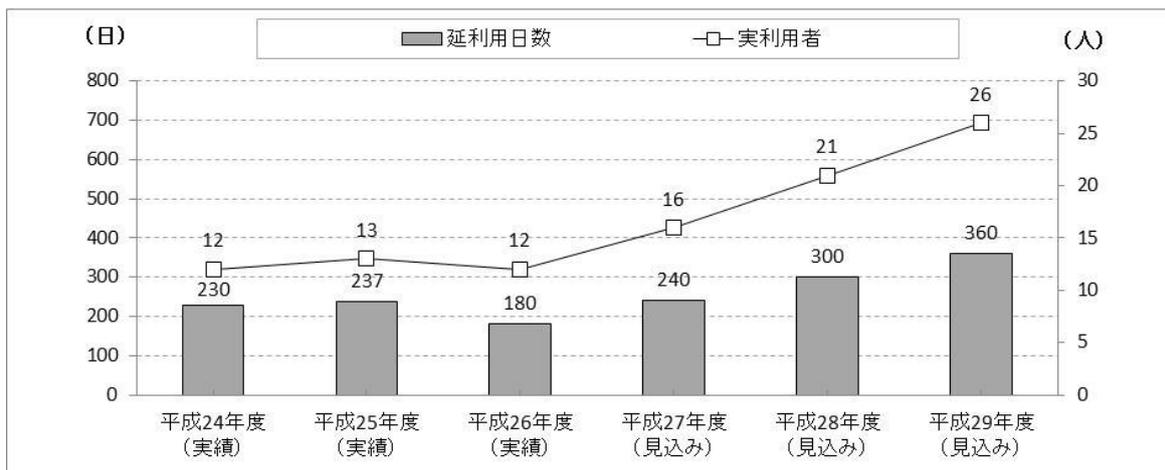
④就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

利用実績は、平成 24 年度から平成 26 年度までは 12 人から 13 人の利用となっています。

第 4 期においては、平成 27 年度 16 人、平成 28 年度 21 人、平成 29 年度 26 人の利用を見込むこととします。

■就労移行支援：実績と見込■



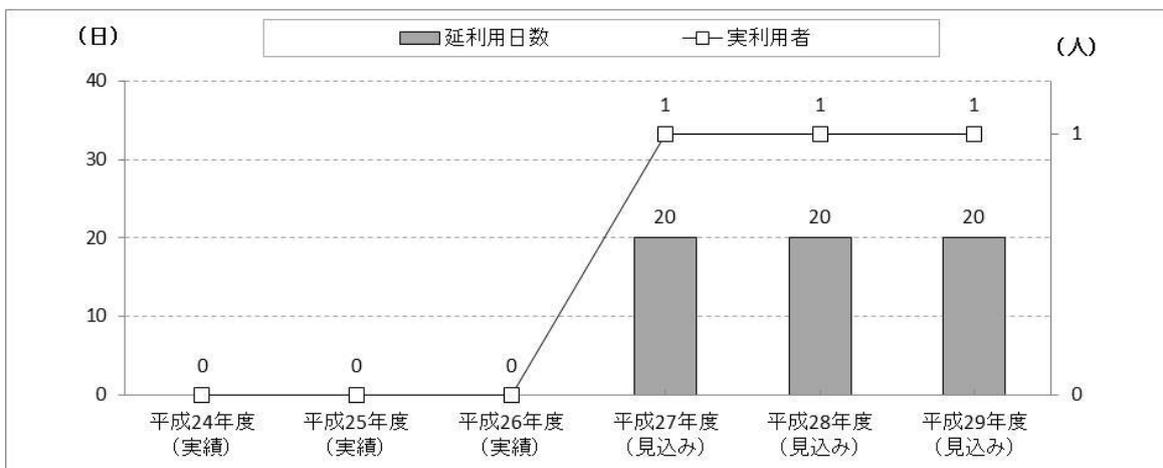
実績：平成 24・25 年度は年度末、平成 26 年度は 10 月末 見込：1 か月あたり

⑤就労継続支援 A 型（雇用型）

企業等に就労することが困難な人のうち、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な 65 歳未満の人に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

第 3 期は利用がありませんでした。第 4 期は各年度 1 人の利用を見込むこととします。

■就労継続支援 A 型（雇用型）：実績と見込■



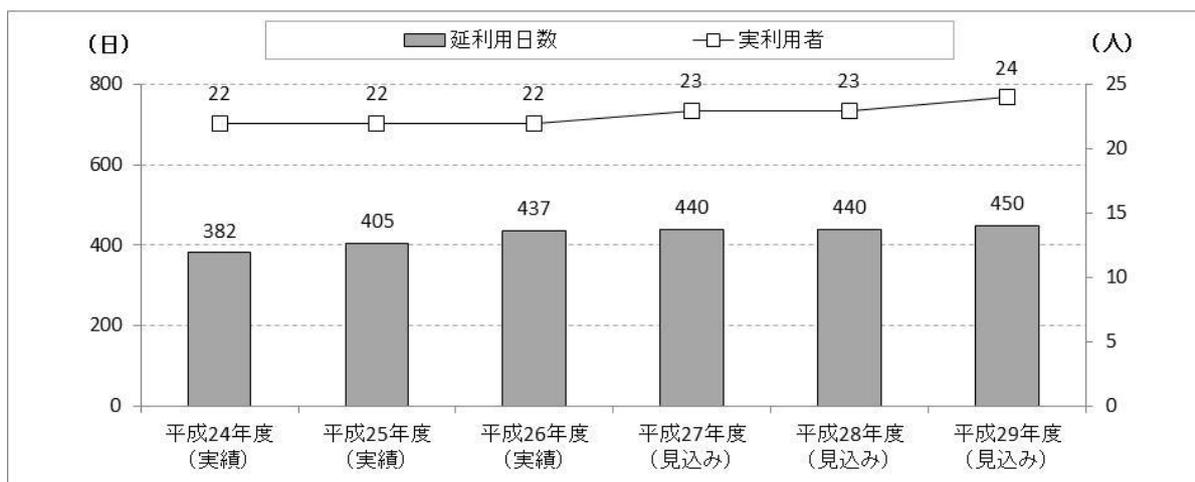
実績：平成 24・25 年度は年度末、平成 26 年度は 10 月末 見込：1 か月あたり

⑥就労継続支援B型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態、その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

第3期は各年度22人の利用となっています。第4期においては、平成27・28年度は23人、平成29年度は24人の利用を見込むこととします。

■就労継続支援B型：実績と見込■



実績：平成24・25年度は年度末、平成26年度は10月末 見込：1か月あたり

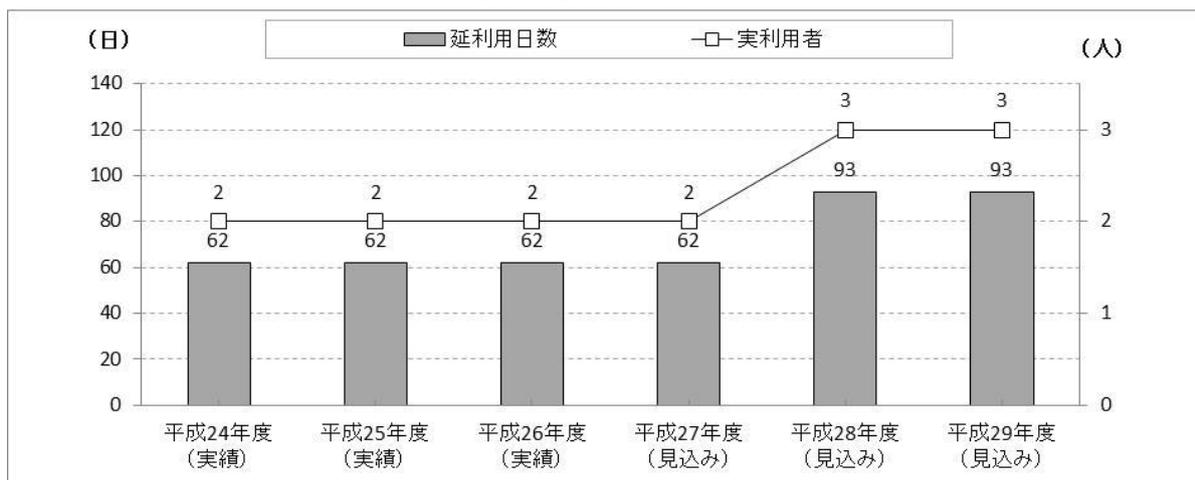
⑦療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する人に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

第3期においては、各年度2人の利用実績がありました。

第4期においては、平成27年度は2人、平成28・29年度は3人の利用を見込むこととします。

■療養介護：実績と見込■



実績：平成24・25年度は年度末、平成26年度は10月末 見込：1か月あたり

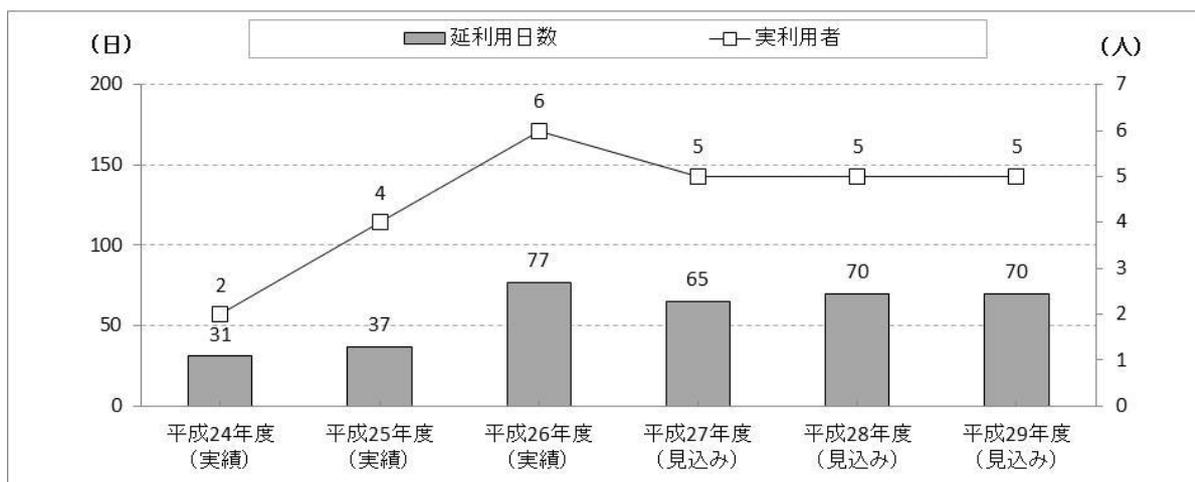
⑧短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

第3期は、平成24年度2人、平成25年度4人、平成26年度では6人へと利用が増加しています。

第4期においては、各年度5人の利用を見込むこととします。

■短期入所：実績と見込■



実績：平成24・25年度は年度末、平成26年度は10月末 見込：1か月あたり

(3) 居住系サービス

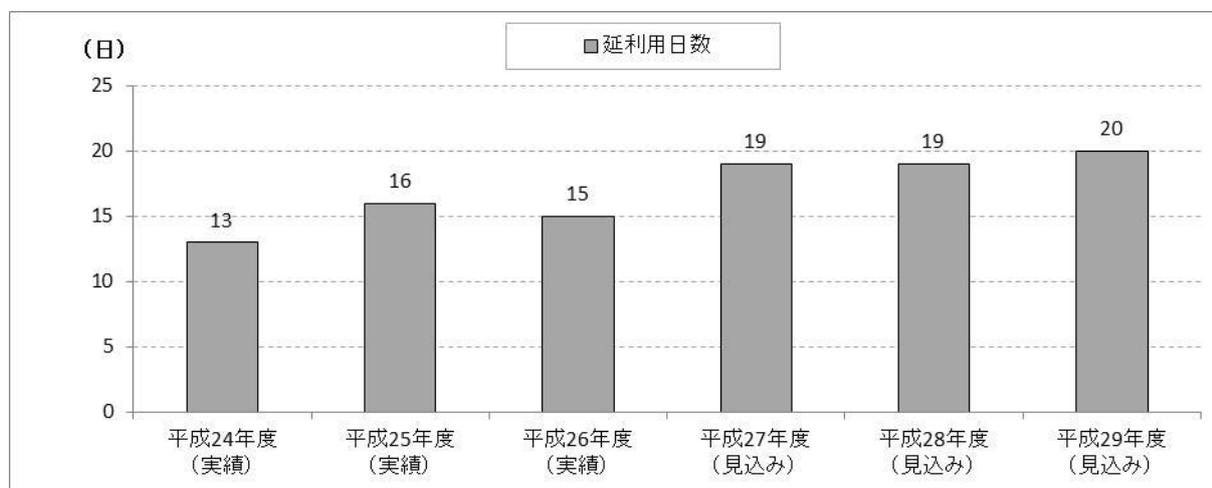
①共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

利用実績は、平成24年度は13人、平成25年度は16人、平成26年度は15人の利用となっています。

第4期においては、平成27・28年度は19人、平成29年度は20人の利用を見込むこととします。

■共同生活援助（グループホーム）：実績と見込■



実績：平成24・25年度は年度末、平成26年度は10月末 見込：1か月あたり

※ 「共同生活介護（ケアホーム）」は、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、平成26年4月に「共同生活援助（グループホーム）」に統合されました。
平成24年度から平成26年度は、「共同生活介護」と「共同生活援助」の合計値を表示しています。

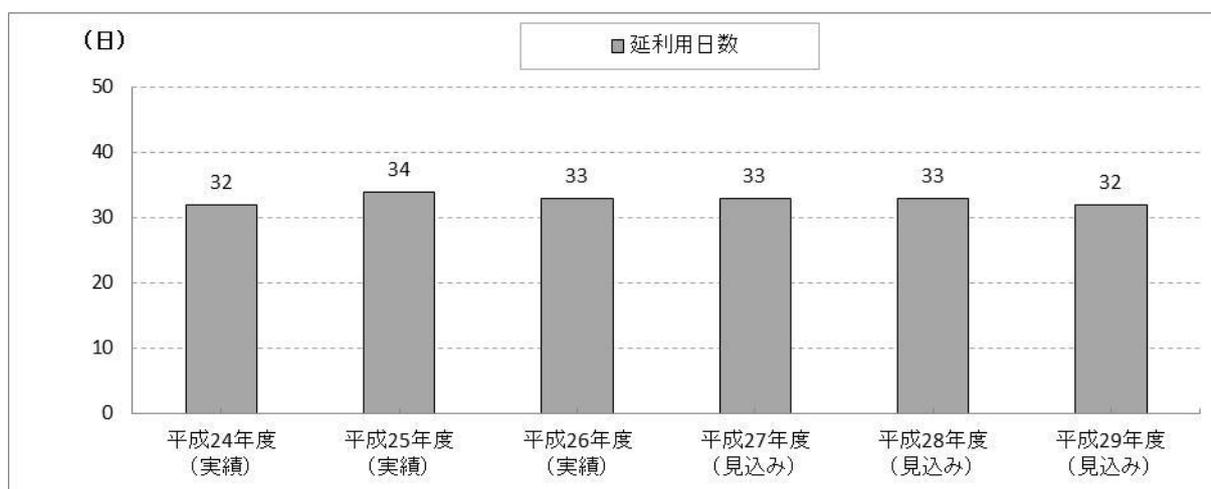
②施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

利用実績は、平成24年度は32人、平成25年度は34人、平成26年度は33人の利用となっています。

第4期においては、平成27・28年度は33人、平成29年度は32人の利用を見込むこととします。

■施設入所支援：実績と見込■



実績：平成24・25年度は年度末、平成26年度は10月末 見込：1か月あたり

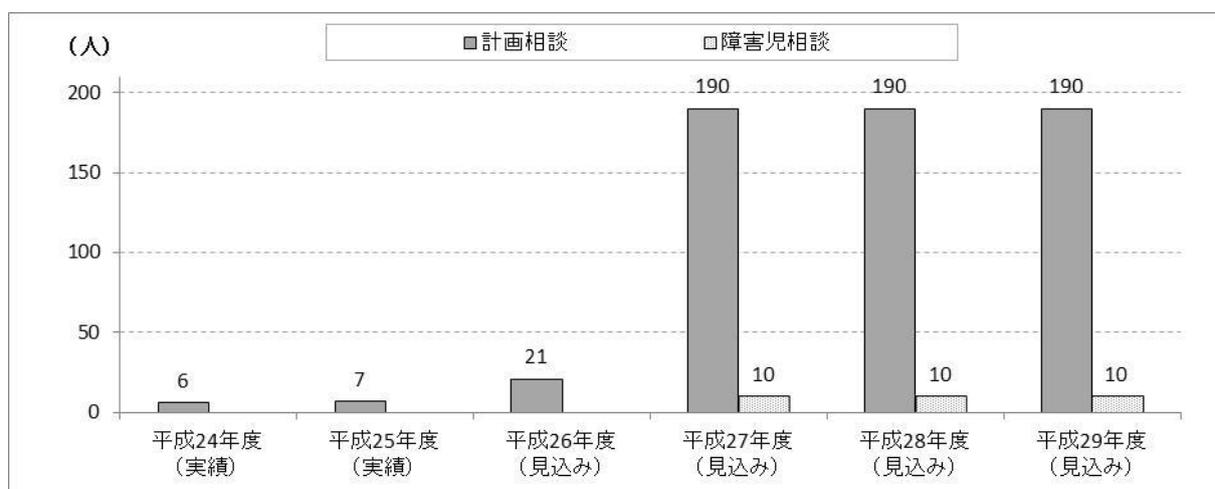
(4) 相談支援

これまで、障害福祉サービスを利用し、自らサービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、サービス利用計画を作成する「指定相談支援」を提供してきました。

利用実績は、平成24年度は6人、平成25年度は7人、平成26年度は10月末までで21人の利用となっています。

第4期においては、すべての方が計画相談支援を利用することから、各年度計画相談190人、障害児相談10人を見込むこととします。

■相談支援：実績と見込■



実績：年間実利用者 見込：年間実利用者

①計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域に移行するための相談や住居の確保、サービス事業所への同行支援等を行います。

③地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

④障害児相談支援

(7) 障害児支援利用援助

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

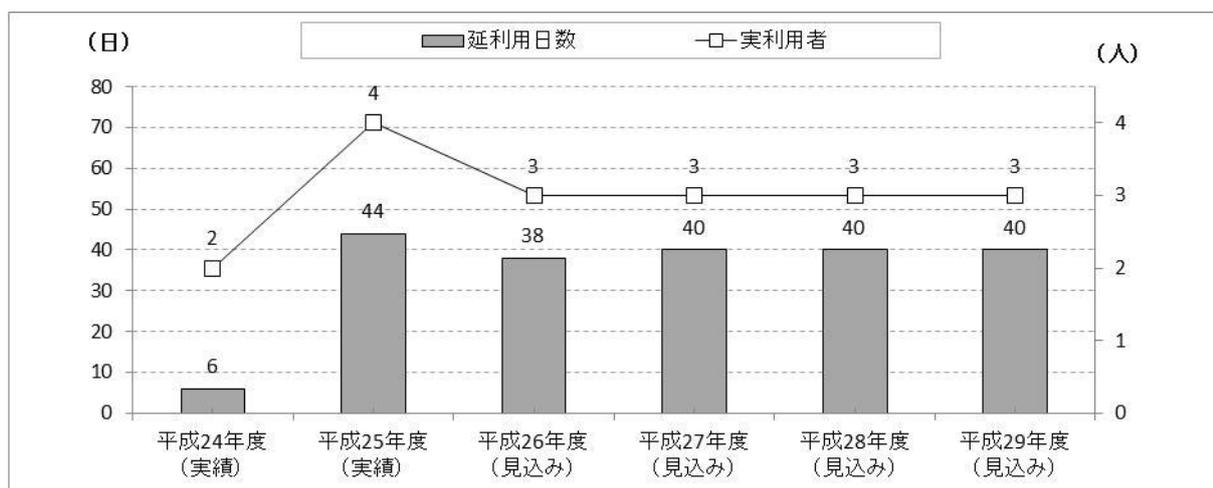
(4) 継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

(5) 障害児通所支援

①児童発達支援

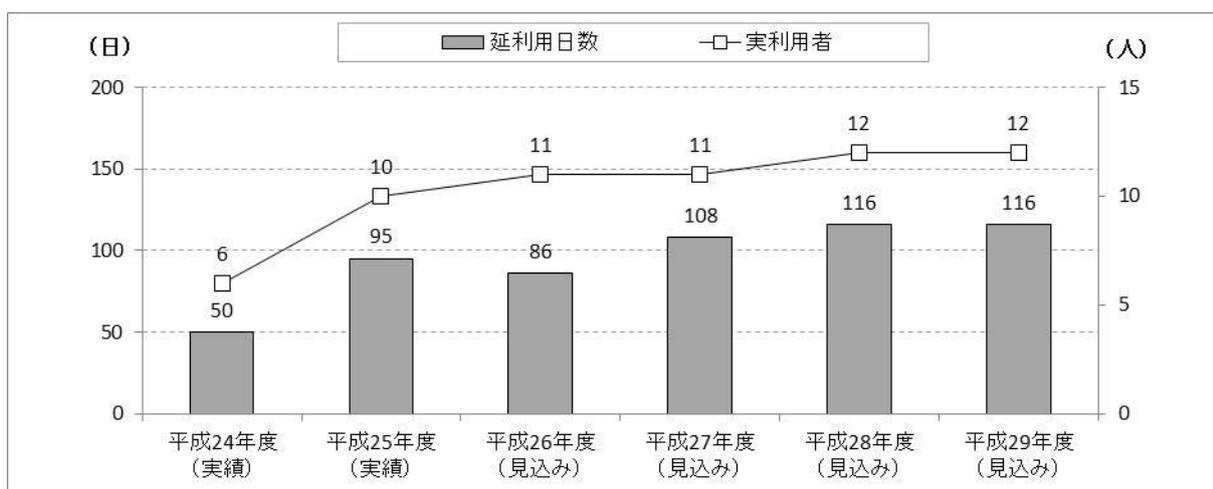
身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問するなど、地域支援に対応した身近な療育の場を提供します。



実績：年間実利用者 見込：年間実利用者

②放課後等デイサービス

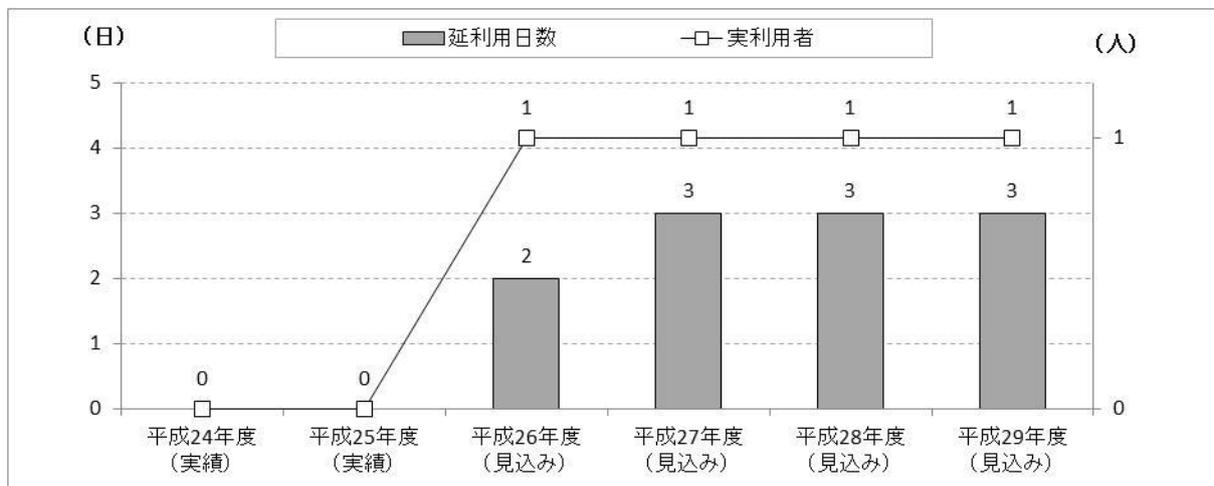
学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。



実績：年間実利用者 見込：年間実利用者

③保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適用のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。



実績：年間実利用者 見込：年間実利用者

6. 地域生活支援事業の実績と見込

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

実施にあたっては、教室等開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等の方法で事業を実施し、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めます。

■理解促進研修・啓発事業：実績と見込■

	第3期実績			第4期見込		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業						
実施箇所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所

(2) 相談支援事業

障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、あるいは権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、地域自立支援協議会を活用し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

■相談支援事業：実績と見込■

	第3期実績			第4期見込		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業						
①障害者相談支援事業	5か所	5か所	5か所	6か所	6か所	6か所
②地域自立支援協議会	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
③市町村相談支援機能強化事業	4か所	4か所	4か所	5か所	5か所	5か所
④住宅入居等支援事業	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
⑤成年後見制度利用支援事業	0か所	0か所	0か所	1か所	2か所	2か所
利用者数	0人	0人	0人	1人	2人	3人

①障害者相談支援事業

障害者福祉に関する問題に対して、障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な援助を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助等を行います。

②地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

③相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を町に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

④住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しており、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

⑤成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者や精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を円滑化することで、社会生活上の利便を図ります。

手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣については、社団法人茨城県聴覚障害者協会に依頼することにより、サービスを確保します。

■意思疎通支援事業：実績と見込■

	第3期実績			第4期見込		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①手話通訳者派遣事業						
利用者	1人	1人	1人	2人	2人	2人
利用件数	4件	4件	15件	10件	10件	10件
②要約筆記奉仕員派遣事業						
利用者	0人	0人	0人	1人	1人	1人
利用件数	0件	0件	0件	1件	1件	1件
③手話通訳者設置事業						
利用者	0人	0人	0人	1人	1人	1人
利用件数	0件	0件	0件	1件	1件	1件

①手話通訳者派遣事業

手話を必要とする聴覚障害者に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

②要約筆記奉仕員派遣事業

社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、聴覚障害者等に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

③手話通訳者設置事業

庁舎内に手話通訳者の設置を検討し、聴覚障害者等が来庁した際のコミュニケーション支援を行います。

(4) 日常生活用具等給付事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を支給または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

排せつ管理支援用具でストマ等の支給量が増加しています。継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めます。

■日常生活用具等給付事業：実績と見込■

	第3期実績			第4期見込		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護・訓練支援用具	6件	0件	3件	4件	4件	5件
②自立生活支援用具	3件	2件	2件	2件	2件	3件
③在宅療養等支援用具	2件	1件	0件	1件	1件	1件
④情報・意思疎通支援用具	0件	1件	1件	1件	1件	1件
⑤排せつ管理支援用具	401件	424件	448件	460件	470件	480件
⑥住宅改修費	0件	2件	1件	2件	2件	3件

①介護・訓練支援用具

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障害者向けの介護訓練にかかる用具を支給します。

②自立生活支援用具

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障害者向けの入浴補助用具や歩行支援用具などを支給します。

③在宅療養等支援用具

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、透析液加湿器、ネブライザーなどの在宅療養等支援用具を支給します。

④情報・意思疎通支援用具

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、通信支援用具、点字ディスプレイなどの情報・意思疎通支援用具を支給します。

⑤排せつ管理支援用具

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、ストマ用装具、収尿器などの排せつ管理支援用具を支給します。

⑥住宅改修費

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、住宅改修にかかる費用を支給します。

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

個別支援型において、利用者数、利用件数ともに増加しており、平成27年度以降も利用の増加が見込まれます。グループ型支援、移送型支援ではこれまで利用実績はありませんが、サービスの提供体制は整っている状況です。

今後、地域の特性や利用者の状況に応じて、サービスの提供に努めます。

■移動支援事業：実績と見込■

	第3期実績			第4期見込		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①個別支援型						
実施個所	4か所	5か所	5か所	6か所	6か所	7か所
利用者数	4人	5人	7人	8人	9人	10人
利用時間	113時間	1134時間	1140時間	1170時間	1180時間	1200時間
②グループ支援型						
実施個所	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
利用者数	0人	0人	0人	2人	2人	2人
③車両移送型						
実施個所	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
利用者数	0人	0人	0人	2人	2人	2人

①個別支援型

個別支援が必要な場合に、マンツーマンでの支援を行います。

②グループ支援型

屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際に支援を行います。

③車両移送型

福祉バス等車両の巡回による送迎を行います。

公共施設等、障害者の利便を考慮した経路を定めて運航するほか、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行します。

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障害者の地域生活支援の促進を図ります。

■地域活動支援センター機能強化事業：実績と見込■

	第3期実績			第4期見込		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①基礎的事業						
実施個所	4か所	5か所	4か所	5か所	5か所	5か所
利用者数	11人	14人	14人	15人	15人	15人
②施設強化事業						
実施個所	4か所	5か所	4か所	5か所	5か所	5か所
利用者数	11人	14人	14人	15人	15人	15人

①基礎的事業

地域活動支援センターの基本事業として、障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。

②機能強化事業

障害者に対し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図ります。

(7) 任意事業

任意事業として、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、スポーツ・レクリエーション教室開催事業、自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業を実施しています。

日中一時支援において、年々利用者数、利用件数ともに増加しており、平成27年度以降も増加が見込まれます。第4期においても、サービス提供基盤の強化を図り、事業運営の充実に努めます。

■任意事業：実績と見込■

	第3期実績			第4期見込		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①訪問入浴サービス事業						
実施個所	1か所	2か所	2か所	2か所	3か所	3か所
利用者数	3人	3人	4人	5人	5人	5人
利用件数	95件	124件	140件	160件	180件	200件
②更生訓練費給付事業						
支給件数	0	0	0	1	1	1
③日中一時支援事業						
実施個所数	10か所	22か所	22か所	23か所	24か所	25か所
利用者数	14人	14人	16人	18人	20人	20人
利用件数	1278件	1266件	1300件	1350件	1400件	1400件
④スポーツ・レクリエーション教室開催事業						
実施件数	1件	1件	0件	1件	1件	1件
参加者数	36人	32人	0人	35人	35人	35人
⑤自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業						
助成件数	1件	0件	1件	1件	1件	1件

①訪問入浴サービス事業

居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

②更生訓練費給付事業

就労移行支援・自立訓練の利用者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

③日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。

④スポーツ・レクリエーション教室開催事業

障害者の体力増強、交流、余暇等の支援や障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

⑤自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

